

(趣旨)

第1条 この告示は、ごみ収集所の管理、清潔保持等を行う自治会に対し衛生協力助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成20年告示737号〕)

(定義)

第2条 この告示において「自治会」とは、住みよい豊かな地域社会づくりを目的に一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された住民自治組織をいう。

(助成対象基準)

第3条 助成の対象となる自治会は、助成金の交付に係る年度の前年度において、別に定めるところにより、市長に設立の届出をし、認定を受けた団体とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、ごみ収集所の管理、清潔保持等に要する経費で次に掲げるものとする。

- (1) ごみの散乱防止に要する経費
- (2) 会合、研究活動等の実施に要する経費
- (3) 広報紙、看板等の作成に要する経費
- (4) 清掃用具等の購入に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた経費

(一部改正〔平成20年告示737号〕)

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、自治会の助成金の交付に係る年度の4月1日現在における加入世帯数に180円を乗じて得た額(加入世帯数が100世帯に満たない場合は、1万8,000円)を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする自治会(以下「申請者」という。)は、衛生協力助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その旨を衛生協力助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に当該申請を取り下げることができる。

(交付の請求)

第9条 第7条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた自治会(以下「助成対象者」という。)は、衛生協力助成金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 助成対象者は、助成金の交付の決定に係る事業が完了したときは、速やかに衛生協力助成金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する報告書に基づき交付すべき助成金の額を確定したときは、衛生協力助成金交付額確定通知書(様式第5号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を衛生協力助成金返還命令書(様式第6号)により命ずるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき助成金の額を確定し、既に交付されている交付金が当該確定した額を超えている場合の返還手続については、前項の規定を準用する。

(一部改正〔平成20年告示737号〕)

(関係書類の整備)

第13条 助成対象者は、助成金の交付の対象となる経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成20年7月10日告示第737号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第571号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、
当分の間、使用することができる。

様式第1号(第6条関係)

(一部改正〔令和3年告示571号〕)

略

様式第2号(第7条関係)

略

様式第3号(第9条関係)

(一部改正〔令和3年告示571号〕)

略

様式第4号(第10条関係)

(一部改正〔令和3年告示571号〕)

略

様式第5号(第11条関係)

略

様式第6号(第12条関係)

略